



島根県報

令和4年10月11日（火）

号外 第 120 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(")	3
退職手当支給細則の一部を改正する規則	(")	3

【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(")	6
--------------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし**◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第71号）**

1 規則の概要

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（第9条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第72号）

1 規則の概要

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う規定の整備（第4条の4・第4条の5・第4条の9・附則第1項—第4項関係・別表関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇退職手当支給細則の一部を改正する規則（規則第73号）

1 規則の概要

(1) 失業者の退職手当の受給期間の延長等の申出に係る規定の整備（第5条関係）

(2) 退職した職員が退職後に事業を開始等した場合に当該事業を行っている期間等は失業者の退職手当の受給期間に算入しない特例の対象から除く事業及び対象となる職員に係る規定の整備（第6条・第7条関係）

(3) (2)の場合における支給の期間の特例の申出に係る規定の整備（第3条・第8条・様式第6号・様式第7号関係）

(4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行し、1の(2)については、令和4年7月1日から適用することとした。

規**則**

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第71号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第11号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項）に改め、「採用された職員」の次に「をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第6項、第7項及び第11項から第16項までの規定により採用された職員をいう。）は、この規則によ

る改正後の職員の旅費に関する条例施行規則第9条第1項第11号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号の規定を適用する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第72号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1項第2号中「附則第10項」を「附則第3項」に改め、同項第3号中「附則第11項」を「附則第4項」に改め、同項第4号中「附則第12項」を「附則第5項」に改め、同項第5号中「附則第13項」を「附則第6項」に改め、同項第6号中「附則第20項」を「附則第10項」に改める。

第4条の5第1項中「第4条の4」の次に「及び条例附則第22項」を加え、同条第3項中「10年」を「15年」に改める。

第4条の9中「別表第1」を「別表」に改める。

附則第1項ただし書を削り、附則中第2項から第26項までを削り、第27項を第2項とし、第28項を削り、第29項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 当分の間、条例第4条の2第1項の規定に該当する者（25年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの及び第4条の5第1項に掲げる者を除く。）に対する第4条の5の規定の適用については、同条第3項中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条第3項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

条例附則第20項各号に掲げる職員以外の者	60歳
条例附則第20項第1号に掲げる職員	65歳
条例附則第20項第2号に掲げる職員	知事が別に定める年齢

別表第1イの表第2号区分の項に次の1号を加える。

6 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった者のうち、平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。）の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの

別表第1イの表第3号区分の項に次の1号を加える。

8 特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの

別表第1イの表第4号区分の項に次の1号を加える。

11 特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

退職手当支給細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月11日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第73号

退職手当支給細則の一部を改正する規則

退職手当支給細則（昭和29年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第5条第5項又は第8条第3項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第5条第1項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証及び同項に規定する理由を証明する書面」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証」に改め、「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、同条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の」に改め、同条第6項を削り、同条第5項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「速やかに」を「速やかに、」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、元の任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第5条第5項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、同号及び同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「するとともに」を「しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項に規定する申出を受けたときを除く。）において、元の任命権者は」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第5条に次の2項を加える。

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の元の任命権者に提出しなければならない。

8 前項の規定は、第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出に、第1項ただし書の規定は、第6項の場合について準用する。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とする。

第9条中「（昭和49年法律第116号）」を削り、同条を第12条とし、第6条から第8条までを3条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の3条を加える。

（条例第8条第4項の知事が別に定める事業）

第6条 条例第8条第4項の知事が別に定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第8条第1項に規定する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと元の任命権者が認めたもの

（条例第8条第4項の知事が別に定める職員）

第7条 条例第8条第4項の知事が別に定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第8条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専

念する職員

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして元の任命権者が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第8条 条例第8条第4項の規定による申出は、受給期間延長等申請書（様式第6号）に登記事項証明書その他条例第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて元の任命権者に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第8条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 元の任命権者は、特例申出をした者が条例第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第7号）を交付しなければならない。この場合（第5項の規定により準用する第5条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、元の任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を元の任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、元の任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第8条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第5条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、第5条第1項ただし書の規定は、第1項及び前項の場合に、第5条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

様式第6号中「第5条関係」を「第5条、第8条関係」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

「

③ 職業に就くことができない理由	
------------------	--

」

を

「

③ この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的な理由 []
----------------	--

」

に、「③の」を「③のアの」に改め、「できない期間」の次に「又は事業を実施する期間」を、「第5条第1項」の次に「・第8条第1項」を加え、同様式注意事項1中「その理由を証明する書面」を「医師の証明書その他のその理由に該当

することの事実を証明することができる書類」に改め、同様式注意事項2中「「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その」を削る。

様式第7号中「第5条関係」を「第5条、第8条関係」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

受給期間延長の理由	
-----------	--

を

受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的な理由 []
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで

に、「延長後」を「延長等後」に、「第5条第4項」を「第5条第5項・第8条第3項」に、「延長する」を「延長等する」に改め、同様式注意事項2中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に、「もとの」を「元の」に改め、同様式注意事項3中「職業に就くことができない」を「受給期間延長等の」に、「もとの」を「元の」に改める。

様式第8号中「第8条関係」を「第11条関係」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の退職手当支給細則（次項において「改正後の規則」という。）第6条及び第7条の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 令和4年7月1日からこの規則の施行の日の前日までに条例第8条第4項に規定する事業を開始した職員又は改正後の規則第7条各号に該当する職員となった者に対する改正後の規則第8条第2項の規定の適用については、同項中「条例第8条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日」とあるのは「退職手当支給細則の一部を改正する規則（令和4年島根県規則第73号）の施行の日」とする。
- この規則による改正前の退職手当支給細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

訓

令

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

第4条（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。